

平成 29 年度 第 2 回小平市図書館協議会要録

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 13 日(木) 午後 2 時から 4 時 35 分まで
- 2 会 場 中央図書館 2 階会議室
- 3 出席者 図書館協議会委員：10 名 傍聴人：なし
事務局：中央図書館長、館長補佐兼庶務担当係長、花小金井図書館長、
推進担当係長、サービス担当係長、資料担当係長、喜平図書館長 計 7 名
- 4 配付資料 資料は省略させていただきます。
- 5 職員の人事異動について(資料No.1)
7 月 1 日付けで、図書館は 4 名の人事異動があった。
- 6 議 事 等
 - (1) 報告事項
 - ① 図書館の運営状況について
 - ・ 図書館行事等の報告と今後の予定について(資料No.2)
(これまでの報告)
 - 5 月 13 日～14 日 「なかまちテラスまつり」の開催
図書館としては図書館友の会と共催で、昨年度に引き続き「ビブリオバトル」を行った。
 - 5 月 10 日、17 日、24 日 「絵本の読み聞かせ実践講座」(中央図書館)
 - 6 月 蔵書点検を 3 期に分けて実施した。詳細は別項目にて報告。
 - 7 月 4 日 学校図書館と図書館の連絡会議(中央図書館)
 - 7 月 13 日 大人のためのおはなし会 (上宿図書館)
(今後の予定)
 - 7 月 19 日以降 「よるのおはなし会」(各館)
 - その他、小学校 3 年生の図書館見学や中学生の職場体験には積極的に対応している。
 - 8 月にインターンシップを例年通り受け入れる。研修プログラムを組んで、仕事のローテーションにも入ってもらうとともに、図書館のサービス・調査・資料などの各担当の事業、さらに地区図書館での実習も取り入れ、図書館事業全体を理解してもらう。
 - 夏休みお勧め本のリストを作成し、市内の小・中学生には学校を通じて配布する。図書館では、7 月 22 日からこれらの本を別置して対応する。
 - 7 月 23 日 「家族一日図書館員」(全館)
 - 8 月 21 日～31 日 「高校生 W E E K」(中央図書館)
小平市子ども読書活動推進計画において中学生・高校生に対するサービスの拡充に重点を置いていることから、昨年度は高校生を対象とした「図書館バックヤード体験講座」を実施したが、今年度はそれに加え、高校生の「仕事体験講座」やおすすめ本の展示を併せて実施

する。

・平成 29 年度月別貸出状況について(資料No.3)

4・5 月分であるが、全館合計で 263,325 点、前年比では 2,994 点の減となっている。貸出点数の減少については多摩地域全体の傾向でもあるが、小平市立図書館の場合、昨年度レファレンス件数は増加している。また、中央、仲町の増減が大きい、学校図書館へ貸出をしている学級文庫分を連携推進館である仲町へ統計上変更したためである。

なお、月別館別登録者数は、全館で前年比 16 人減である。

月別館別貸出者数は、中央、花小金井、喜平の順で多い。

・平成 29 年度広域利用市別貸出状況について(資料No.4)

貸出者数、貸出資料数ともに東村山市民の利用が多い。国分寺市とは 3 年前から広域利用を行っている。

②蔵書点検の結果について(資料No.5)

仲町図書館では I C タグが付いているため、第三木曜日と金曜日を含む 3 日間(実質的には 1 日だけの休館)で蔵書点検を行った。

蔵書点検の目的は、所蔵館が違う資料、配架場所の違う資料、不明となった資料等の確認を行う。

1,234,862 点の資料に対して 1,196 点の不明本が発生した。継続不明資料と合わせると 2,785 点となる(継続不明資料とはこの 3 年間の不明資料の総数)。不明資料の状態が 3 年続くと 4 年目に除籍としている。

③市議会 6 月定例会について

一般質問に関して、図書館に関するものとして 2 件。

・山崎とも子議員から「子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい図書館に」の質問があった。

「図書館のブランディングの中での利用しやすさ」の質問に対して、「6 月定例会で新年度予算として計上をしたものであるが、図書館のブランディングでは、館内掲示物の統一化及びグッズなどの作成を通して、図書館のイメージの統一、魅力の創出を図り、新たな利用者を増やすこと、また、利用方法やレファレンスの活用についてわかりやすい案内を作成することにより、利用者自らが積極的に図書館を利用するきっかけとなることを目指している」と答弁した。

「花小金井北分室の 1 階に返却ポストを設置すること」の質問に対して、「2 階の分室前に返却ポストとなる箱を設置しているが、利用者にとってより使いやすくなるよう、この返却箱を 1 階に移設することを検討している」と答弁し、現在は 1 階に移設した。

「駅などへの返却ポストの設置」の質問に対して、「図書館以外の場所に返却ポストを設置すると、ポストに実際に返却されてからその本を回収し、図書館で返却処理をするまでに時間差が生じ、次の貸出ができないなど、不便な点等がある。また、駅前等に返却ポストを設置している自治体では、ごみなどが入れられ、資料が汚損、破損することがあると聞いている。小平市においては市内のどこからでも概ね 15 分歩けば利用できる図書館ネットワークを整備しているため、現在のところは設置する予定はない」と答弁した。

「図書館を高齢者の居場所・拠点として位置づけるのは」の質問に対して、「高齢者の図

書館利用については、貸出の他にブラウジングコーナーをはじめ、館内に置かれた椅子に座って雑誌や新聞などを閲覧されている方が多く見受けられる。また、文学講演会や図書館情報検索講座など、高齢者が多数参加される事業も実施している。図書館は、年齢にかかわらず地域の情報拠点として多種多様な資料を収集し、利用者に提供することが重要な役割となっていることから、特に高齢者の居場所・拠点として位置づけるということまでは考えていないが、引き続き高齢者にも利用しやすい図書館となるよう運営する」と答弁した。

・浅倉成樹議員から「図書館のハンディキャップサービスについて」の質問があった。

「年間の利用者数と視覚に障がいのある方の利用の数はどのくらいか」の質問に対して、「図書館では、図書館利用に障がいのある利用者に対して、録音図書の貸出や対面朗読、図書の郵送貸出及び宅配貸出を行っている。昨年度の利用者数は50人、そのうち視覚に障がいのある方の利用は45人」と答弁した。

「点字図書、録音図書の利用状況はどのくらいか」の質問に対して、「昨年度は点字図書66点、録音図書828点の合計894点の貸出があり、貸出者数は24人」と答弁した。

「サピエ図書館からのダウンロードシステムと小平市立図書館で所蔵している録音図書の違いは」の質問に対して、「視覚に障がいがある方等を対象として、様々な情報を提供するサピエ図書館には全国最大の録音図書のデータベースがあることから、小平市立図書館に所蔵のない録音図書については、サピエ図書館からダウンロードしたデータをCDの形式にして貸出をする。小平市立図書館に所蔵がある録音図書については、該当のカセットテープ、あるいはCDであるデジタイズ図書を貸出している」と答弁した。

「対面朗読室の利用状況はどのくらいか」の質問に対して、「昨年度は、2つの図書館で、合計2人に対して7回の対面朗読の利用があった」と答弁した。

「ハンディキャップサービスに関するボランティアの人数と活動はどのくらいか」の質問に対して、「現在、対面朗読や録音図書の作成を行う音訳ボランティアは14人、来館が困難な高齢者の自宅に本を届ける宅配ボランティアは16人いる。この他に、カセットテープをデジタイズ図書に編集するデジタイズ図書編集ボランティアがいたが、サピエ図書館からダウンロードによる提供ができること等から、昨年度で活動を終了し、現在は音訳ボランティアとして活動している」と答弁した。

「ハンディキャップサービスの充実のために何が必要だと思うか」の質問に対して、「図書館では、視覚や身体等に障がいがある方、高齢により来館が困難な方等が、他の利用者と同様にハンディを感じることなく図書館を利用できるよう努めている。さらに充実させるためには、来館や情報入手が容易でない方々に対して、ハンディキャップサービスの情報が十分に届くよう、関連課との連携やボランティアの協力などにより、幅広い視点から情報を広めていくことが必要だと考えている」と答弁した。

また、市長選挙後初の議会だったため、政策的な肉づけ部分の予算として、補正予算が議案として提出され、可決された。

図書館においては、以下の3件が補正予算として計上されている。

- ・「ブックスタート事業」
- ・「図書館のブランディング事業」
- ・「排煙トップライト修繕（小川西町図書館）」

④平成 28 年度「市長への手紙・図書館への私の意見等受付集計表」について(資料No.6)

年間合計で 54 件である。種類では、図書館に備えてある用紙「私の意見」が多かった。差出人の氏名・住所が記載されているものには回答をし、無記名のものについては参考とさせていただきます。

内容は資料に記載してあるとおり。大まかに内容を分類すると、図書館の蔵書関係、貸出、についての要望が多い。いずれも職員に周知をし、改善に結び付けている。

(報告事項についての質疑・応答)

委員：市長への手紙・図書館への私の意見等の件数は 26 年度と比べる 28 年度は半分くらいに減ったのはなぜか。

事務局：近年は仲町図書館開館まで色々ご意見をいただいていたことと、開館時延長等、要望となっていた長年にわたる課題が少し整理されたこともある。

会長：回答はすべて手紙かメールで送っているのか。

事務局：メールで来たものはメール、それ以外のは手紙を送っている。市長への手紙は教育長、市長決裁をした上、教育長署名で回答している。差出人無記名のものに関しては館内で回覧をして周知している。

委員：回答に関して公開していないのか。

事務局：個別には公開していないが、年に 1 回市報で特集を組んで公開している。今回配布した資料は図書館協議会の記録にも綴り、公開できるような形にはなる。

会長：「文学名著のコミックを蔵書にしたい」という要望に対しては、「図書館の収集方針として収集していない」と回答しているのか。

事務局：記名があるものに関してはそのように回答している。今回配布した表は昨年度のものであり、回答すべきものはすべて回答済みである。「蔵書の充実」は図書館サービスのアンケートでは 1 位に上がっているが、どこまで充実をさせるかというのは悩ましいところである。

委員：図書館ではストーリー漫画を収集しないとなっているが、児童文学と並んで児童文化を形成している漫画を収集しないということは果たしていいのであろうか。最近は漫画についての評価についても変わってきているのではないかと思う。例えば、仲町図書館あたりで漫画を新しく評価して収集するのはどうだろうか。コミックと漫画の差についてはよくわからないが、漫画というだけで敬遠し、収集されないのは児童文化のためにいいことなのかという疑問がある。

事務局：コミックは紙質が悪く、保存に適さない。また、最近のコミックは 1 つのシリーズが 50 巻といった刊行をされているものが多くある。巻数が多いものを全巻所蔵し、その一部が無くなった時のデメリットの問題などを考えると、現実としてどうクリアするかが課題である。調布市などコミックを所蔵している自治体も一部ある。巻数の多さ等物理的な問題もネックになっているかと思うので、電子書籍での収集というのも今後は考えられるかと思う。

委員：新聞の広告までも収集しているのに、漫画が全く無視されているのはいいのだろうか。

事務局：新聞の広告は地域資料の位置づけとして収集している。

委員：手塚治虫のような名作であれば、ハードカバーの装丁のコミック、漫画文庫のようなものもあり、紙の質も上がっている。今流行のコミックではなく、名作的なコミックにはストーリー

一の内容も優れたものがある。学校図書館で所蔵し、貸出を伸ばしているというケースも聞いている。小平市立図書館でもこのようなコミックだけでも部分的に所蔵するという考えはないのか。

事務局：小平市立図書館では収集方針から漫画は所蔵していない。名作との切り分けをどうするかという課題も出てくるが、頭から排除するという訳ではなく少しずつ考えていきたい。ティーンズにどう本を読んでもらうかという課題もあることから、ライトノベルの導入をどこまで広げていくか、ということも併せて考えていきたい。

会長：名作的なもの、内容的にもいい漫画もあるという事は、我々も頭の隅に置いて考えておかなければならない。学校図書館は漫画を所蔵している。小平市では学校図書館の本を他校で借りることはできない。その事も含めて図書館でももう少し検討していただければと思う。

委員：昨年の夏に全国の公立図書館における漫画の所蔵状況を3万タイトル近く調査した結果、一般的に売れているような漫画はあまり所蔵されていなかった。普通のコミックルートではなく、書籍ルートに乗るようなエッセイ漫画や文学名著を漫画化した「まんがで読破」シリーズが多く所蔵されていた。学校図書館、大学図書館、公立図書館では漫画の所蔵の傾向は異なる。公立図書館の漫画の所蔵に影響しているのはTRCの週刊全点案内であり、これに掲載されない漫画はよほどのリクエストがなければ所蔵に至らないのではないだろうか。TRCの週刊全点案内にはエッセイ漫画は結構載っている。一番所蔵が多かったのは「ペコロスの母に会いに行く」で、調査した約5,000館中1,678館で所蔵していた。よく所蔵されている著者は、大学図書館では手塚治虫だが、公立図書館では「まんがで読破」シリーズの著者集団であるバラエティ・アートワークスがダントツでトップだった。2位は「ツレがうつになりまして」の細川貂々で、エッセイ漫画でベストセラーが有った方で、一般的な漫画の所蔵とは違う実態がある。それがいいか悪いかはわからないが、出版点数やベストセラーリストに載る漫画は公立図書館が所蔵している漫画とは異なり、公立図書館の所蔵漫画の特殊性を感じる。小平市立図書館ではそもそも漫画を所蔵していないので、これからゼロベースで考えることができる。

委員：小平市の学校図書館では漫画は所蔵しているのか。

事務局：所蔵していると思う。学校図書館では司書教諭なりが選書しており、図書館では選書には関わっていない。

会長：手塚治虫より以前の漫画家による漫画は所蔵する必要はないのか。

委員：ライトノベルの問題にも繋がるが、漫画は点数が多く、ジャンルも多岐に渡る。その選書がとても難しい。大学図書館の多くは「手塚治虫ならいいだろう」というような「著者買い」をしてしまっている。日本の出版文化を支えている、よく売れている資料であるコミックを図書館で所蔵するというある種理想的な話と、実際の現場での選書の難しさ、保存の難しさ、盗難の多さなどを考えた時、そのバランスは難しい問題だと思う。ライトノベルも少し前に学校図書館で問題となった。内容的な表現が少し過激なものもあるが、リクエストがあれば所蔵してしまっている。

事務局：26市の中ではそういったライトノベルを所蔵すべきではない、とシリーズ名を名指しした投書を受けている館もあるというような話も聞いている。漫画は、特に刊行中のものの選書は何巻続くかもわからないので難しい。

委員：ある種の基準ができ、現実的な問題がクリアできれば少くは所蔵してもいいのかなと思う。どこかの館をパイロット的に所蔵してみるというのもありかと。ただ、資料費が縮小している中で新たなジャンルを設けるには、それなりの根拠は必要かと思う。

会長：継続して発行されているものは一切排除し、すでに亡くなっている方で名作を残しているものということであれば巻数も決まっているので、そういった基準にする、あとはどこまで遡るかなどの考え方もあると思う。

委員：「まんがで読破」シリーズは原作本の評価は定まっておき、かつ1巻ものであるため盗難があったとしても大勢には影響がない。そういった意味で、公立図書館にはこのシリーズが所蔵されていると思う。

委員：漫画で読む日本の歴史みたいなものも所蔵していないのか。

事務局：漫画という媒体では所蔵していない。

委員：科学漫画も大体は1冊で完結しているし、装丁もハードカバーであるので、収集対象の候補に上げてもいいのでは。

事務局：漫画はこれならいいという切り分けがとても難しい。限りなく漫画に近い絵本も入ってくる。どこを突破口にして考えていくかということは今後考えていく必要がある。

委員：図書分類上で選本しているのか。

事務局：一つの基準としては分類記号で判断している。726.1は完全に漫画ということで所蔵はしていない。他には現物を見て判断している。

会長：漫画については今後の課題だと思う。学校図書館では、学校ごとに予算を執行できるため別途のルートで漫画が多少入っているかもしれない。子どもの中では利用されているので、公共図書館という場で、どこまで漫画を収集するかということではないか。

事務局：「立川まんがぱーく」のように、漫画に特化した図書館もある。

会長：「立川まんがぱーく」からは本を貸出してもらうことはできるのか。

事務局：閲覧のみだと思われる。

会長：漫画に関する問題はもう少し図書館でも検討をしていただきながら、私たちも意見があった時には意見を出したいと思う。

委員：なかまちテラスのパフレットに英語版を作ってくれとの意見があるが、台湾からの見学者はまだ来館しているのか。

事務局：台湾語版のパフレットは作成し、台湾からの見学者にはそれで対応している。

会長：28年度の市長への手紙・図書館への私の意見は解決しているものがあるのか。

事務局：意見については、図書館で協議、検討し、改善したものもあるが、利用者同士のマナーに関するものもある。それは図書館側が解決するのではなく、利用者同士にマナーを守ってもらえるよう説明している。解決を図書館側に求められるケースもあるが、マナーに関して図書館側から介入することは難しい。

会長：商用データベースを中央に集約して欲しいという意見もあるが、これはある程度、方針を決めて分けたと思うが。

事務局：アカウントは一つのため同時使用はできないが、中央と仲町で共用できるようになっている。現在のところは同時使用のケースはない。ただし、ポプラディアのみはアカウントの許可が下りなかったため、仲町のみでしか使用できない。

会 長：中央、仲町以外の館でも使用できるように広げられるのか。要望は出てきていないのか。

事務局：あまり広げて同時使用になってしまうのも怖い。使用実績が出れば、他館への導入にもつながると思うので、当面は中央と仲町での提供とする。

会 長：現在はどのくらい使われているのか。

事務局：中央・仲町を併せて年間で100件程である。市役所職員にも周知をし、利用数を増やしたいと考えている。昨年3月くらいから、国立国会図書館の歴史的音源の配信提供参加館となったが、このサービスのファンの方がおり、利用数は多い。

会 長：現在は中央と仲町のみでの提供だが、もう少し広報をして欲しい。

(2) 協議事項

特になし

(3) その他

特になし